◎各施設の家庭保育協力日と必要な諸経費（※保育料を除く）一覧

		南河学園附属国分保育園	かしわ保育園	まどか保育園	北阪保育園	みずほ保育園	旭丘まぶね保育園	法善寺保育園
家庭保育協力日		お盆 年末年始 ３月末2日間	8/13～16 12/29～1/4 3/29～31	お盆 年末年始 ３月末2日間	8/13～15 12/29～1/3 3/31	8/13～16 12/29～1/4 3/31	8月半ば（3日間） 年末年始 3月末2日間	8/12～16 年末年始 3/29～31
毎月必要な経費	主食費（3歳以上）	2,000円		1,600円	1,500円	1,500円	1,300円	1,000円
	副食費（3歳以上）☆	4,500円		4,500円	4,000円	4,500円	4,500円	4,500円
	行事費			実費徴収の場合有	遠足バス代500円	秋遠足1,000円	実費徴収の場合有	お泊り保育実費
	絵本代				420円～（4･5歳児）		300円～	
	布団リース代			1,300円	1,000円(0歳児のみ)			1,100円
	保護者会会費	150円			200円		500円	
その他の経費	入園料							
	卒業アルバム代	9,400円程度						7,000円程度
	写真代※		1枚50円	インターネット販売	インターネット販売	1枚50円		1枚20円～700円
	制服等※	制服6,000円程度 制帽2,000円程度		通園バッグ1,600円 通園帽1,050円	通園カバン3,300円		セット価格 13,130円（2･3歳） 28,415円（4･5歳）	
	体操服※	長袖(上)3,260円 半袖(上)2,470円 半ズボン2,010円		長袖(上)2,100円 半袖(上)1,500円 半ズボン1,700円	上下3点セット 7,000円 （3歳児以上）	上 2,570円 下 2,010円		
	スモック		1,630円			1,760円		
	帽子※	550円～900円	530円	520円～900円	940円	1,090円（毎年）	910円	900円程度
	お道具箱 文具等※	お道具箱700円程度 粘土ケース300円程度 など	出席ノート350円程度	お道具箱430円 文具類3,000円程度	お道具箱1,640円 ねんどセット970円 文具代850円 出席ノート他1,000円程度	お道具箱含む文房具類 3,200円程度		お道具箱一式1,000円

※写真代は希望者のみ
※制服・体操服・帽子・お道具箱等は年齢によって必要なものが異なります。
※金額の変更や記載の項目以外に費用が必要な場合もあります。
☆年収約360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降については、副食費の徴収が免除となります。

◎各施設の家庭保育協力日と必要な諸経費（※保育料を除く）一覧

		公立保育所 公立認定こども園（保育部分）	ニチイキッズ柏原保育園	つくし保育園	関西女子短期大学附属幼稚園（保育部分）	
					2号（3歳児～5歳児）	3号（0歳児～2歳児）
家庭保育協力日		お盆期間（2日程度） 12/29～1/3 3月末2日程度	12/29～1/3	お盆 12/29～1/3	土・日・祝　創立記念日（5/14） 夏季（8/13～8/19） 冬季（12/29～1/4） その他園行事による代休・臨時休園日あり	
毎月必要な経費	主食費（3歳以上）	1,000円			3,260円	無
	副食費（3歳以上）☆	4,500円			2,140円	
	行事費	実費徴収の場合有		500円	600円～700円	500円（1・2歳児）
	教育充実費				5,000円	
	布団リース代					1,000円
	おむつリース代			1,000円		布おむつ3,000～3,800円
	保護者会会費	※300円程度			1,000円	
その他の経費	入園料				60,000円	
	卒業アルバム代	施設による			13,200円（4.5歳児希望者のみ）	
	写真代※	実費徴収(1枚22円程度)	インターネット販売	各自USBに取り込む	1枚80円～520円（サイズによる）	
	制服等※				約30,000円	約10,000円（1・2歳児）
	体操服※				通園バッグ・上靴・保育用品等 10,000円程度	通園バッグ・上靴・保育用品等 5,000円程度 （1・２歳児）
	スモック	2,000円程度				
	帽子※	850円程度	1,100円（1・2歳児）	1,000円		
	お道具箱 文具等※	粘土セット1,500円程度（3~5歳で1回） お道具箱1,000円程度（4・5歳で1回） なわとび500円程度（５歳）		連絡ノート1,000円		

※保護者会の有無は施設によって異なります。
※写真代は希望者のみ
※制服・体操服・帽子・お道具箱等は年齢によって必要なものが異なります。
※金額の変更や記載の項目以外に費用が必要な場合もあります。
☆年収約360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降については、副食費の徴収が免除となります。